

●インフルエンザとワクチン接種について

インフルエンザは、かかった人の咳やくしゃみにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって起こります。症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛などで、のどの痛み、咳、鼻水など、普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴です。乳幼児や高齢者、または免疫力の低下している方は、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することがあります。

インフルエンザ予防接種は、高齢者の発病や重症化防止に有効であることが確認されています。副反応として、注射部位の赤み、腫れ、痛みなどが挙げられます。接種を受けられた方の 10～20%に起こりますが、通常 2～3 日で消失します。発熱や頭痛、悪寒、倦怠感などの全身症状が、接種を受けられた方の 5～10%に起こり、こちらも通常 2～3 日で消失します。また、まれに、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、発赤、かゆみ、呼吸困難等）がみられることもあります。

効果と副反応を理解したうえで、接種を希望する場合に限り、接種が行われます。（対象者の意思確認ができない場合は、接種できません。）

◎新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種は医師が必要と認めた場合は可能です。

予防接種を受ける前に

気にかかることがあれば、担当の医師や看護師などに質問しましょう。十分に納得できない場合は、接種を受けないでください。

● 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に、体温が 37.5℃を越える場合）。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人。
- ③ 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな人。
- ④ その他、予防接種を行うことが不適当な状態と医師が判断した場合。

● 予防接種を受けるに際し、注意が必要、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人。
- ③ 過去にけいれんの既往のある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人
- ⑥ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人

予防接種後の一般的注意事項

- ① 予防接種後 24 時間（特に接種直後 30 分間）は健康状態の変化に注意すること。
- ② 入浴は差し支えないが、注射部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 過激な運動、大量な飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、24 時間は避けましょう

健康異常が起こった場合

予防接種後、まれに副反応がひどくでたり、たまたま他の病気が重なって現れたりすることがあります。接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のジンマシン、嘔吐、高熱等明らかな健康異常が現れた場合には、速やかに接種した医療機関で受診してください。

予防接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法、同施行令等に基づき補償を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのか、因果関係を審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、市健康課（電話 24-8806）へお問い合わせください。